

次郎<sup>ミツラ</sup>負傷也ルモ散會後總意、返師、沿岸ヲ後クヘテ飯塗也。

高傍疎人ハ市震從業員其他約三百名ニテ議場混亂ト共ニ相當喧騒セリ

### 五 氣象局側、態度

氣象局ニアリテハ前記組合側ノ態度ニ對シ十月二十九日午後十時半噴山下局長ハ旅行先ヨリ歸来セルヲ以テ眞田労働課長ニ於テ組合幹部鈴木、河野ヲ本局ニ召致シ組合側ノ要求書ニ對シテハ三十日午後三時局長ニ於テ組合側ト會見交渉スル旨通告セリ

(追而當下各關係警察署ニ在リテハ從業員、動靜觀察取締ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度シ)

右又申(通)報候也

### 別記

#### 聲耳 明 書

我等ハ山下局長の暴案ニ對し過去四旬余ヒ亘り綱領ク如キ統制をもつて強力左の斗争を敢行し未リたゞと去了十三日、藤沼總監ヲ提示せられ天子勅書に依テ調停案を抑へ難き憤滿と苦痛を忍んで梨ぎよく罷業を折かつたりて然るにあくまで忍忍無慈悲矣。山下局長は我等が一度斗争の鋒を收めテ果然硬直し放慢不遂なる態度ト易變し、2回調停案を実施せざるヲならず。謂停案の精神を諒解するが如キ卑怯なる行為を取マシ。我々に對しては挑撻を言を左右にして譲意ヲ片辭たに云さず却つて威嚇的態度で望んで來るト至フ左のだ。我等も事務ヒ至フては最早ヤこれ以上ノ忍耐は許さず即ち我等をして断呼

從つて山下局長が繰々反省し2回正しき要求を容れざる限り断呼として悲壯を了決戦を展開するであらう。此の止去ヒ止まれぬ事情から再度噴起の余儀を乞ふ上至つて事を社會の公平を了批判に訴ふると共に我等の切実を了眞情を察せられん事を

右聲明す

一九三四、十、二九